

河合町議会会議録

平成26年 3月12日 開会

河合町議会

平成26年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （3月12日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
森 尾 和 正	3
馬 場 千 恵 子	11
中 尾 伊 佐 男	19
西 村 潔	23
池 原 真 智 子	38
○散会の宣告	49
○署名議員	50

平成 2 6 年 3 月 1 2 日 (水曜日)

(第 2 号)

平成26年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年3月12日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	梅本英則
まちづくり 推進部長	東 正次	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也
福祉政策課長	杉本正範	社会福祉 協議会課長	上村 豊
保健スポーツ 課 長	門口光男	住民生活課長	西浦清繁
環境衛生課長	大平謙治	都市整備課長	中山雅至

地域活性課長 山本孝典 上下水道課長 石田英毅
教育総務課長 御興善弘 生涯学習課長 上村欣也

地方自治法第121条の規定により出席した者

会議に従事した事務局職員

局長 増田善紀 主 事 堀内一憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

平成26年第1回定例会を再開いたします。

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受付順に質問を許します。

◇ 森 尾 和 正

○議長（谷本昌弘） 1番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） おはようございます。

通告書に基づいて一般質問いたします。4つの質問させていただきます。

1番、新保育制度について。

国が2015年4月から始める新しい保育制度の概要が固まりました。保護者が市町村の窓口で3種類の保育施設を一括で申し込めるようになるほか、求職活動やパートでも保育施設を利用しやすくなります。手続きがどのように変わるのか教えてください。

2番、認可外保育所について。

認可外保育所の事故が全国で多く起こっています。

認可外保育施設は児童福祉上の保育所に該当しない保育施設であり、無認可保育所とも呼ばれています。2001年より「認可外保育施設指導監督基準」の運用が開始され、一時預かり

を含め定員6名以上の施設につき、認可外保育施設指導監督の指導に基づく届出が義務付けられ、立ち入り検査を含む行政機関の検査・指導強化が図られました。これにより、いわゆる無認可保育所にて劣悪な保育環境が存在した温床を取り払う動きが進んでいます。

しかし、事故が多く起こっていることに対してどのように考えておられるでしょうか。

また、定員5名以下のいわゆる無認可保育所は施設の整備、保育内容の公的基準はありません。住宅地内にできる場合もあります。預ける保護者や施設の近隣の人たちも不安を持つと思います。そのことについて、どのように考えておられますか。

3番、救急安心センターについて。

119番に電話が殺到するのを防ぐために、すぐ病院に行くかどうか迷うケースを相談する窓口として、救急安心センターが全国的に数件できています。奈良県の状況を教えてください。

4番、迷惑防止条例について。

公共の場所や公共の乗り物での迷惑行為を規制する各都道府県の迷惑防止条例について、学校や会社で盗撮が判明しても公共スペースに該当しないとして違反に問えません。学校内での盗撮を認めた教諭が逮捕に至らなかったケースがあり、改正が必要だと判断した自治体があります。奈良県の実態・状況を教えてください。

あと質問あれば議席にてさせていただきます。

○福祉政策課長（杉本正範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、私のほうからは新保育所制度についてと認可外保育所についてということについてお答えさせていただきます。

まず新保育制度でございますが、都市部では、待機児童の問題が深刻となっております。また、全国的に家庭や地域における子育て力の低下が課題となっております。

子ども子育て新制度では、三つの取組みを柱としております。

まず、一つ目は、幼児期における質の高い学校（幼児）教育・保育の総合的な提供。

二つ目に待機児童解消のための保育の量的拡充・児童減少地域における保育機能の維持。

三つ目に地域子育ての一層の充実でございます。

それでは、具体的に手続きがどのように変わるか説明させていただきます。

現行制度では幼稚園は直接園に申し込んで契約します。認可保育所は町に申し込んで町と契約をする仕組みとなっております。新制度では窓口を一本化し、幼稚園・保育所いずれを

希望する場合も原則町に申請することになります。これを受けまして保育の必要性というのを個別に認定し、認定証を発行します。

保育が必要と認定され保育所を希望する場合は、町が調整あつせんします。必要性が無い場合は直接幼稚園となる訳ですが、河合町の場合、現在も保育所を希望される方の調整あつせん等を行っておりますので、保護者の方にとっては手続きについてはあまり変わらないかと思われまふ。ただ、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。

準備としましては今年に入りまして、子ども子育てニーズ調査というアンケートを実施しました。現在集計中で結果は出ておりませんが、住民の方がどのような要望をお持ちで、保育の量がどれくらい必要かを調べるものでございます。

この結果を子ども子育て会議に諮りまして、河合町の幼児教育・保育の量がどれだけ必要か、今後子育て支援をどう取組んでいくかといったことを検討していただくよう準備しております。

続きまして、認可外保育所でございますが、認可無認可を問わず保育施設での事故はあつてならないものと考えております。特に死に至るような事故につきましては、絶対にあつてならないものです。

厚生労働省の発表によりますと、昨年保育施設での死亡事故は19件、その内認可外保育施設では15件起こっております。

現在、河合町には無認可保育施設は存在しておりませんが、今後このような施設ができた場合、事故が起こらないよう町としましては県と連携し、立ち入り調査等のチェックを行いたいと考えております。

ご質問の、定員が5人以下の保育施設には原則届け出の義務はありません。しかし、就学前児童を預かる施設である以上、他の施設と同じ基準で運営していただきたいと考えております。このことについて指導も行っていきたくて考えております。

○保健スポーツ課長（門口光男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 門口課長。

○保健スポーツ課長（門口光男） 奈良県では平成21年10月からの試行期間を経て、平成22年4月1日より「奈良県救急安心センター」（ダイヤル#7119）が救急搬送の増加に伴い、開設されております。

内容につきましては、救急時に「救急車を呼んだ方がいいのか。」、「応急手当の仕方がわからない。」、また「近くの医療機関を知りたい。」など、奈良県の県民の救急医療に関

する相談について看護師等が24時間体制で対応し、またオンコールで医師がサポートする体制も行っておられます。

この事業は、消防庁の救急安心センターモデル事業を受けまして、奈良県医療政策部地域医療連携課が窓口となり、奈良県救急安心センター協議会のほうで事業主体となって運営されております。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 4点目の迷惑防止条例についてお答えをいたします。

奈良県におきましては、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」、いわゆる迷惑防止条例が施行されております。

ご質問の盗撮行為ですが、条例第12条の「卑わいな行為の禁止」に該当すると思われま

す。平成20年に卑わいな行為の規制強化がなされまして、当初、条例の及ぶ範囲は「公共の場所」及び「公共の乗物」においてと限定されておりましたが、改正によりまして、個人の住居および学校、会社等における行為にも適応できるよう、その範囲が広められております。

以上です。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 1番、新保育制度では保育施設を利用できる保護者の範囲は広がりますか。

2番、施設が充実した認可保育所が今はありませんが、できようとした動きもありますが、認可外保育所には何か足りない部分があると思われま

すか。3番、救急安心センターはできて、全国でも大阪、奈良、名古屋、私の知っている範囲はそこまでしか知りませんが、まだあるかもしれません。できて間がないので、電話を受けた相談員が質問内容を誤解するケースが多く聞かれます。電話をかけるほうは高揚していますし、受けるほうは効率よくしようと思つてさばこうとしますので、そこでちょっとミスが出てきますので、町としてはそれをよくする仕方をどういうふうにしたらいいか勉強して住民に教えようと思いませんか。

4番、河合町で今までにあった盗撮事件などの迷惑行為はありましたか。把握されてますか。お聞かせください。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 保育所に通える範囲と言いますか、都市部では常勤でないといけなとか、いろいろ厳しい基準があるんですけども、河合町の場合、保育施設は近隣にも整っておりますので、かなり緩い基準で行っております。今、国が考えています基準とほぼ同等の基準で、今河合町は運用しております。

例えば、常勤でないといけないというところをパートで一週間当たり何時間以上とか基準あるんですけども、その辺も国の今考えてる基準にほぼ合致していると思っております。

認可外保育所の件ですけども、足りないものというか、まだできていないので、実際にできましたらそれ調査しまして、足りないところがありましたら指導を行っていきたいと考えております。

○保健スポーツ課長（門口光男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 門口課長。

○保健スポーツ課長（門口光男） 住民の方に対しまして奈良県の救急安心センターということでダイヤル#7119があるという旨、広報等で周知を図ってまいりたいというふうに考えます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 2011年に駅構内のトイレにおいて盗撮事案があったということなんですが、まだそれは立証できなかったということで事件にはなっていない。そういう事案が1件あったことは認知しています。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 1番、保護者が一応は常勤があれですけど、パート勤務でも一応現行制度でも利用できますが、事実上やはりパートの場合は制限されてる場合がありますので、それをちょっとお聞かせください。

それと2番、公平である公立保育所、そして柔軟性のある私立保育所、その2つがあつてこそ住民のニーズの応えられると思います。その両方が充実してたらいいんですけど、してない部分があるので認可外保育所なんかできようという動きは今ちょっと察してますけど、その点についてどう思われますか。公立には公平であるということが、ものすごく保護者に

とってはいいいあれだと思います。そして、私立は柔軟性があると。

3番、救急安心センターが先ほどは、住民に知らせるとおっしゃいましたが、まだまだこれ知らない人が多いので、もっとさらなる努力をお願いしたいと思います。

4番、盗撮行為は現行犯逮捕は難しく、私もその2011年のは立会いましたけど、携帯なんかでスマホで音遮断するようなんでわかりませんのでね、私らも捕まえた人と立会いましたが、そんな瞬間的にぴゃあっと消しよるからね、せやからなかなかそういうのは難しいんですので、やっぱり駅がほしいという場所が今んところは河合町は多いですので、監視カメラとか、監視カメラあったらどういようなとこでって情報もわかりますから、そしてまた警察の協力も必要と思いますが、そういう監視カメラの設置、警察の協力をしてほしいと思いますが、そういう努力はされてますか。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 現在、河合町ではパートに限らず就職活動中の方や、自宅で内職等されてる方につきましても、保育所でお預かりさせていただいております。

それと、2点目の公立と私立の良いところということで、認可外保育所のところなんですけど、おっしゃるとおり公立は公立のいいところもありますし、私立は私立のいいところもあります。そのどちらにも該当しないようなサービスを提供できるのが認可外保育所かなとは思いますが、いずれにしても、いずれにしても基準がございますので、基準に添わない場合は指導していきたいと考えております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 3点目というんですか、救急医療につきましてお答えさせていただきます。

まずですね、この救急安心センターができた経緯と申しますのは、奈良県における救急医療体制、これにつきまして一次救急、二次救急、三次救急というのがございます。その中で今までですね、住民の方が救急の場合、いわゆる一次救急病院に殺到されると、そうなりましたら、本来一次救急で受け入れなければならない患者さんが受けられないと。それを何とかしよう、改善しようということで、先ほど課長が答弁しました救急安心センター、まずこちらの電話を受けまして、その中で相談してですね、例えば自宅のほうで看護ができる場合とか近くの病院を紹介しながら、そのいわゆる二次救急、三次救急に行かれる方を軽減しな

がら、本来の受け入れ態勢を整えたいということで設置されました。

ただ、確かに今おっしゃっていますように、なかなかそれを周知されてませんので、それにつきましては今後広報等を通じまして、住民の皆様にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 防犯カメラでございますが、県下で数例設置されたという情報は把握してございます。それらは駅構内でなく、駅周辺の犯罪が発生しやすい箇所に設置されていると聞き及んでおります。確かに防犯カメラがあれば、犯行機会を狙っている者に対して一定の抑止効果というのは望めると思っておりますが、プライバシーの侵害など課題もあるよう聞いておりますので、先行して設置している自治体等の効果などをしっかりと調査した上で検討してまいりたいと考えております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 今回のこの盗撮行為のあれですけどね、警察との協力とか話し合いはされてはりますか。

それと、1番、保育施設を利用している子どもがいる状況で新たに出産した子の育児休業を取得する場合は保育施設を利用できますか。この新制度ではね。

2番はちょっとお答えいただきましたのでちょっと。

3番、迷惑行為の一つとして、これは盗撮からちょっと外れますけど、河合町の公共の土地、例えば集会所の所なんかですね。長期間、迷惑駐車 of 自動車があります。その行為に対して迷惑防止条例は当てはまりますか。

○福祉政策長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 育児休業中のお預かりというところですけども、はっきりしたことは申し訳ないです。多分、できるようになると思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 警察との連携ということでございますが、事案が発生した時に情報提供ですとか、そういった連携は取っております。警察におきましては、今般、子

ども女性高齢者安全対策課というのを新設されて、子ども・女性・高齢者に対する保護を積極的に進めていこうという情報提供はいただいております。

公共用地等の迷惑駐車でございますが、こちらについては迷惑防止条例の適用ではなくてですね、その土地を管理している管理権に基づいて処理される事案であると認識しております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） そしたら、今のこの公共の土地に置いてる管理者としてどうされようと思っておりますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 当然、公共の土地に違法に駐車されている場合であれば、まずその中に入れられないような施設を設置するであるとか、長期間放置されてるようであれば警察に連絡を取って、その車の所有者を特定した上で所有者に行政から連絡して、対応していただくと、そういう形になってこようかと思えます。

以上です。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 例えば、具体的に言いましたら、広瀬台集会所に2、3年置かれている車ありますけど、そんな場合はどうこれから対処していこうと思われませんか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 繰り返しになりますが、そういった事例があるのであれば役所のほうに連絡いただいて、我々のほうから警察に問い合わせをして、例えば盗難車両であるとかそういった照会をした上で、適切に処理をしていきたいというふうに考えます。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 広瀬台集会所の駐車場は私も承知しております。

今、森嶋課長が答弁しましたように再度警察と詰め合わせまして、適切処理をさせていただきたいというふうに考えております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） この新保育制度はやっぱり子育て支援という観点から改正されたものであるので、今現にある公立・私立を充実してもらうことを望みます。

それと、2番、認可外保育所、6人以上は届け出が必要ですけど、5人以下は必要ありません。これからもそういう認可外の所はできる場合には監視していただきたいと思います。

3番、先ほどお答えいただきましたけど救急安心センターについて、住民にもうちょっといろいろ広報などでお知らせください。

4番、迷惑防止条例。これは奈良県がきちっと、普通は公共の所となっておりますけど公共以外の所でも条例を変えてもらってるので安心と思います。しかし、盗撮とかはなかなか法のあれをくぐってしまいますので、そういう面もこれから注視していただいて考えていきたいと思っています。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷本昌弘） これにて森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（谷本昌弘） 2番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） それでは、質問いたします。

町道橋の管理について。

高速道路のトンネルの屋根の落下や側面壁の破片の落下などの報道をよく耳にします。主に建設されて50年ほど経ったものですがけれども、中には20数年前に建設されたものの事故もあります。河合町の橋や道路、下水管などのインフラの管理はどうなっているのか不安です。

今回は橋についてお伺いします。建設年次不明を含めると、約89%が20年以上経ったものです。今後の点検・管理・整備の計画についてお伺いいたします。

2番目は、国保税の一世帯1万円の引き下げと10回払いへの改善についてです。

町当局からいただいた資料に基づきますと、65歳以上75歳以下で年金生活高齢者夫婦のみの2人の世帯で所得200万円のケースでは、国保税が26万1,800円となります。8回払いですので1回に3万2,725円となり、10回払いにしますと1回が2万6,180円となります。一か月約17万円弱の中から国保税の3万2,725円を納めますと、13万7,275円で夫婦二人が生活することになります。家賃や光熱費などを引くと、憲法25条で保障されている「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」には、ほど遠い生活になると言わざるをえません。年金も毎年下がる中、国保税が生活を圧迫しています。一世帯1万円の引き下げと合わせて10回払いにするなど、納めやすい国保税にすることを要望します。

再質問につきましては、自席にてさせていただきます。

○都市整備課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山課長。

○都市整備課長（中山雅至） 町道橋の管理についてお答えいたします。

現在、当町においては44橋の道路橋の管理を行っています。

道路交通の安全性を確保することを目的として、またこれまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換した橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るために、橋長15m以上の橋梁18橋を対象に平成24年度、橋梁点検を実施し、平成25年度において橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。

今後、この橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、平成26年度において、特に注意が必要な損傷のあった橋梁2橋の補修設計と西名阪自動車道、奈良県の第一次緊急輸送道路を跨ぐ3橋の耐震補強設計を実施し、次年度以降順次修繕工事を実施する予定です。

以上です。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 私のほうからは、国保税のご質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の算定につきましては、各世帯ごとに決定します。保険税の総額は所得割、それから資産割、平等割を組み合わせて決定いたします。

国保税の徴収には年金の特別徴収の場合につきましては、法律の定めにより6回とされています。また、普通徴収の徴収回数については、法律において条例で定めることになっており、本町の場合につきましては河合町健康保険税条例第12条に徴収回数を7月から翌年の2月までの8回と定めております。

なぜ7月からとなっていることにつきましては、保険税の決定が国保加入者の所得状況や固定資産税の賦課額を基に算出することから、固定資産や所得税の決定を受けた後に行うことが必要ということから、毎年7月1日を当初の賦課としまして、第1回目の納付期限としているところでございます。

よって、徴収回数を変更することは大変難しいというふうには一応考えております。

また、国保税の引き下げ、これにつきましては、12月末現在の国保加入世帯が2,934世帯であることから、引き下げによりましては1件1万円とした場合、2,934万円の減収というふうになります。そうなりますと、国保運営に影響を及ぼすということで減額は大変難しいかなというふうには思っておるんですけども、もう一度徴収回数や保険料の還元、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 町橋のところですけども、44ある内18橋ですかね、点検・調査及び計画がなされてるということで、26年度の予算の中で注意が必要な2橋と3橋が修繕の予定になっているところですけども、この2橋、3橋、合計5橋ですけども、建設年次というか何年経った橋なのか教えてもらいたいのと。それとこの橋によっては避難経路という形に使われている所もあるので、そういった所を重点的にやっというふうにも計画されているのかということも知りたいと思います。

それと橋ですけども、ほとんどコンクリートということでだいたい40年から50年が建造物の耐久性なんですけれども、それに近い所もたくさんありますし、不明っていう所が9橋あるんですけども、その不明の所についてはどういう対応をされようとしているのか。また、町長が施政方針の中でも言われてましたけれども、南海トラフっていう地震の影響も十分考えられるということですので、そういった対応から見て調査されていない所、何年を目途にしていくのか。また、実際に修理については、住民の安全を守るという意味でも、避難経路を確保するという立場からも、それは十分な対応になっているのかどうかということも合わせてお聞きしたいと思います。

それと、この事故っていうか、突然起こるといのが特徴で、突然橋が落ちたとか、トンネルでもそうですけれども、突然屋根が落ちてきたとかっていうことですので、その日常的なメンテナンスっていうのが特に必要かと思います。

それと、国保税のことですけども、私は敢えて8回払いにこだわったんですけども、

まさか年金からもってというふうに思ってなくて、年金から引かれてるということは1回に4万3,633円引かれて、200万円の所得ですと1ヶ月が12万6,000円というぐらいのお金で生活しないといけないという形になります。しょせん200万円って収入ですので、その中から分配して年金以外の、年金が入った時にとということもあるんですけども、200万円の中からその32万円ほどの国保税が引かれると、残りのお金で生活していくっていうのがかなり困難になります。年収400万円とか500万円とかある人の中から、その8回払いとか6回払いっていうのは可能かもしれませんが、200万円って中からの分配ですのでそういった状況も十分踏まえていただきたいと思います。

それとぜひ実現してもらいたいのは、ぜひというか8回払いを10回払いにということですけども、以前に池原議員が質問されたと思います。その時も、池原議員が質問されたということは、かなり厳しい状況に置かれている住民の方がおられるから、そういった質問もされてるかと思うんですけども、その後かなり経ちますけれどもどのような検討がされてきているのかということも知りたいです。それと、大阪ですけどもすでに10回払いが実施されています。大阪の担当のほうに聞きますと、2年前の所得の決定で仮計算をしてやっているということなんです。そういうふうになると、10回じゃなくっても12回でも可能ですよっていうような返事もいただいているんですけども、そういった研究もしていただいて、できるだけ払いやすい国保税っていうか、滞納を出さない、不納欠損を出さないということで、住民の方もそれが負担になるような、国保税が負担になるような形じゃなくって納めていただける国保税にしていくっていうような努力もぜひ研究していただいて、10回払いを実現してもらいたいと思います。

それと1万円の引き下げですけども、私は国保の広域化と合わせて考えていきたいと思ってるんです。今国保財政が圧迫するということで言われてましたけれども、これも町のほうからいただいた資料ですけども、1億6,000万円ほどの基金があります。それを例えば3,000件にしましても、5万3,000円の値引きができるという計算になるんですね。その中からわずか1万円の値引きをしてほしいという要望なんですけれども、広域化になりますと河合町のように1億6,000万円の基金を持っている所、広陵町のようにずっと持っていない赤字の所も含めての広域化になりますので、その基金はみすみす広域化に持っていかれるって変な言い方ですけども、その時にどういう扱いになるのかっていうのが曖昧な形ですよ、今。まだ何も決まっていないということですので、町民からいただいた税金をこの際って言ったら変な言い方ですけども、私は広域そのものには反対ですけども、広域化が実施す

るまでに住民に還元されるっていう方法でされたほうがいいと思います。それと、それを余ったからといって町の一般財政に入れるっていうのも、また問題も多いし変な話ですので、今まで納めていただいた方に還元していただくっていう方法でされるっていうのはどうでしょうかということですので、よろしく返事お願いします。

○都市整備課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山課長。

○都市整備課長（中山雅至） 1点目の26年度予算案に計上している5橋について、回答させていただきます。

5橋の内、大城橋、昭和27年建設です。北橋、昭和59年建設です。西名阪に架かる橋、平山橋、昭和43年です。高藪橋、昭和43年です。同じく高塚橋、昭和43年です。

2点目の避難経路の話ですけれども、18橋で長寿命化計画を立てております。その中で緊急輸送道路の所を優先的に修繕計画しております。

3点目のコンクリート橋の50年が一応寿命という話ですけど、一般に建設後50年を経過した橋梁が高齢化橋梁と呼んでおります。50年の橋梁が18橋の内、2013年では6%です。それが20年後には建設50年以上の橋が56%になるということから、15メートル以上の橋梁について河合町は橋梁長寿命化計画を立てました。

4点目の件ですけど、残りの橋についてはどうですかという話ですけど、残り26橋あります。その内、1橋、御幸橋については平成22年度に奈良県が点検して長寿命化計画を立てております。残り15メートル以下の橋、25橋については日常的な維持管理の道路パトロールで目視点検で行って、本格的な点検については平成27年度以降実施する予定です。

以上です。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず1点目の回数ですね。これにつきましては池原議員の質問を受けた後に町のほうで検討してまいりました。今議員がおっしゃってますように、回数を増やそうと思えば、仮算定ということで、仮に所得を決定してですね、それから本決定をしてということで回数を増やすということが可能であるというふうには認識はしております。ただ、途中で変わりますのでなかなか住民の方がその辺の理解が難しいのかなということで今日に至っておるという状況でございます。

それでもう1点の国保税の還元ですか、これにつきましてはまず流れといたしますか、奈良

県では平成27年度を目標に当初は広域化ということで検討してまいりました。しかしながら、今国のほうで平成29年度に保険者が都道府県というふうになりましたので、それにつきまして国の動き変わりましたので、もう一度ですね、その辺のあり方を検討するというふうになっております。今おっしゃってますように、一応基金に積み立てしております。それにつきましては高額医療とかそういうこともありますので、一定のお金を持っておかなければならないということで積み立てをしてるんですけども、広域化、保険者の一本化ということを見据えながらですね、今ある部分につきまして還元できる部分がどれくらいかということは検討しながらですね、考えてまいりたいというふうには思っております。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 橋のところですけども、不明の所はどうして不明なのかっていうのも知りたいんですけども、点検されてる所の5橋以外の、20年後には56%になるという恐ろしい結果が出てるんですけども、それはどういうテンポっていうか速度で改修をなされていく予定なのか、計画が具体化されていってるのかということも、26年度で具体化されてるのが5橋ということですけども、その長期計画というのはどんなふうになっているのか知りたいです。

それと国保の基金との関係ですけども、高齢者も増えて、高額医療費も増えていくってことも予想されますけれども、去年の補正予算でも9,000万円でしたかね、積立金があるってことで。その前の年、11年の基金見ても12年が増えてるってこともありますので、一定置いておくっていうのが、どの程度を基準に考えておられるのかわからないんですけども、十分対応できる金額だと私は思っています。ぜひ実現していただく方向でお願いしたいと思うんですけども、例え、今広域化についても27年で荒井知事はすごい精力的に27年を押しおられるんですけども、国の方針が29年ということで、例え2年延びてもその対応は可能だというふうに私は考えてますけれども、どうでしょうか。

○都市整備課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山課長。

○都市整備課長（中山雅至） 質問の1点目の不明な橋についてですねんけど、資料がその不明な橋についてはありません。おそらく、県の河川改修で作られた橋とされます。それと、後二つ目の20年後に56%になるっていう話なんですけれども、橋梁長寿命化計画で20年後に56%の中を全体を見渡して現在のところ、5橋が早急に修繕をしなければいけないというこ

とで、26年度に先に設計をさせてもらって27年度から順次、修繕工事をさせてもらおうと、そういうことになっております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まずですね、基金の取り崩し、これにつきましてはどれぐらいの範囲かと。先ほど申しましたように、平成29年度で保険者が奈良県になると。多分、保険者が奈良県になっても一定の基金というのは持たれるであろうというふうに思います。その基金額と、これにつきましては各市町村の拠出金が今わかりません。そこら辺を見ながらですね、どこまでいけるかということは検討してまいらなければならないというふうに思っております。

それと先ほどですね、奈良県知事が27年度ということにつきましては、今奈良県知事のほうから財政共同化安定事業というのがございます。これにつきましては、本来ならば29年度からなるんですけども、知事のほうから見直しも含めまして先行してですね、考えてまいりたいということをおっしゃってますので、そこら辺の動向も見ながらですね、検討しなければならないのかというふうに思っております。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 橋のことですけれども、県の改修で造ったっていうのは何年になるんですかね。それをちょっとまた教えてもらいたいのと、今南海トラフとかいろんな被害状況が報道されてるし、町長もいろいろと懸念されてるっていう状況もありますので、そういった速度で事故が災害が起こった時に本当に住民が安全に避難して、対応できるような改修速度になっているのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

国保なんですけれども、先ほど私も言いましたけど、国は29年って言ってますけど、荒井知事は27年とすごく意欲的なんです。そういうことも踏まえて国保税については住民の生活を圧迫しない状況で払いやすい国保税ということで進めてもらいたいのと、ぜひ10回払いを実現してもらいたいのと、本当は私は1万円というふうに、もっと引き下げできるのちがうかなとも思ってるんですけど、ちょっと控え目に1万円て言わせてもらったんですけども、上牧町とかは1万円の引き下げというふうに言ってるらしいので、そういうことも含めて、ぜひお願いしたいと思います。

○都市整備課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山課長。

○都市整備課長（中山雅至） 橋梁の年次の不明な橋の件ですけど、不毛田川改修が昭和50年代と思われまして、50年代と思われまして、橋梁の架設年次は。

それから2点目の南海トラフの地震の話ですけど、地震によって緊急輸送道路が大事になると思います。緊急輸送道路のことも長寿命化の重点項目に入っております。それで、緊急輸送道路の西名阪を跨ぐ3橋についても耐震補強設計という形で26年度予算計上させてもらっています。

以上です。

○まちづくり推進部長（東 正次） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 東部長。

○まちづくり推進部長（東 正次） 橋の件ですけども、まず災害時における対応とまた第三者被害の恐れのある道路橋といたしまして、奈良県指定の第一次緊急輸送道路、これは県外からの支援を受ける広域幹線道路、西名阪道路ですけども、その内の上空の平山橋、高藪橋、高塚橋、3橋ございます。それと、第二次、第三次緊急輸送道路につきましては、災害管理対策拠点並びに輸送拠点、救助活動拠点を連絡する道路並びに町指定の災害協力病院及び避難所を連絡する道路橋を今後、安全で安心できる道路橋を確保するために各橋梁の社会的な重要性や損傷の程度を再度また調査し直して、総合的に評価し対策の優先順位をつけまして、順次工事を実施していきたいと考えております。

また先ほども課長答弁しましたように、日常的な維持管理の道路及び道路橋のパトロールを行っていききたいと考えております。

以上です。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 知事のおっしゃってます27年度から先行して検討したいと、先ほど申しましたように奈良県の財政共同安定化事業ということでございます。

これにつきましては、医療費が20万円をベースとしまして、それ以上につきまして奈良県全体の市町村が拠出金で賄うと、その額を引き下げてですね、もう一度検討してはどうかということをおっしゃっております。

ちなみに平成24年度のデータで言いますと、奈良県で一人当たりの医療費が一番高い市町村で50万6,000円、それで一番安い市町村で26万2,000円。ちなみに河合町の場合は35万5,000

0円と、奈良県で言いますと9番目に位置をしております。

これを今引き下げることによりましてですね、全体の抛出の額が変更になるというふうに思いますので、その辺の動向を見ながらですね、検討してまいりたいというふうには思っております。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 橋のことについても丁寧な回答でよくわかりましたけれども、目視っていうのがどの程度効き目があるのかよくわからないんですけど、実際に私は橋を見に行った時に欄干とかについては見てすぐわかりますよね。ここがもう壊れてるとか、破れてるとかっていうのがよくわかるんですけども、コンクリートについての安全かどうかの目視っていうのはどんなふうにされるんですか。

○まちづくり推進部長（東 正次） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 東部長。

○まちづくり推進部長（東 正次） 目視点検は簡単なことなんですけども、要はひび割れ、後は剥がれ、そういう形の日常的な点検の簡易な分でございます。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 実際に目視でひび割れとかそんなあったらえらいことやなっていうことで、緊急対応せなあかんのちがうかなって私は素人ながら思うんですけども、そういった災害の対応も含めてそういった住民の安全性も鑑みて、ぜひ早い速度で進めていただきたいと思います。

これで私の質問終わります。よろしく申し上げます。

○議長（谷本昌弘） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（谷本昌弘） 3番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

(10番 中尾伊佐男 登壇)

○10番(中尾伊佐男) 通告書に基づいて質問いたします。

まちの活性化について。

昨年、議会でむだな経費の削減を見直してまちの活性化を進めることについて質問しましたが、その後の取り組みと方策について再度質問いたします。

近鉄3つの駅周辺の開発。活性化の事業。まちの調整区域の見直しと池部駅前、佐味田川駅前、大輪田駅前周辺の活性化の検討を早く考えてほしいと思います。商工業の誘致や農業の育成、都市計画の見直しも考える方策を、やる気を出して財政難にもめげずに積極的にやることで良い結果が生まれると思います。

次に、本年度は福祉部のむだな予算、経費を見直していただきまして、町のデイサービスも本年度で廃止となります。今日まで住民の方から町のデイサービスのあり方について問われましたが、親方日の丸の時代も終わりました。今後のデイサービスの取り組みを住民の皆さんが納得するようにお聞かせください。

次に、町長の施政方針に子どもの中学校卒業までの医療費無料化を見直していただきましてありがとうございます。子ども達も安心安全でのびのびと活動することでしょう。

また次に、高齢者の方に町バスを巡回することを考えてください。病院等に行く人たちに、せめて三室病院行き、また買い物等に行かれるお年寄りに西大和イオン、また万代百貨店等に出かける高齢者の方に町バスを運行することを求めます。財政難でもまちに活気を生むことで住民の理解を得ることもできるでしょう。

子どもからお年寄りまでが、河合の町に住んで良かった。魅力のあるまち。夢があるまち。誇りの持てる河合のまちに成すことを求めます。回答よろしく申し上げます。

○総務部次長(福井敏夫) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 福井次長。

○総務部次長(福井敏夫) 私のほうからは、経費の見直しということにつきまして、平成26年度当初予算に関して説明させていただきます。

本町におきましては、17年度以降、財政健全化計画などに基づき、行財政の健全化に努めてまいりました。

平成26年度当初予算編成におきましては、歳出面、消費税率改正、あるいは三セク債の償還開始、これらの増額要因が見込まれましたことから、経費全般にわたる圧縮とともに、事業の廃止、縮小、先送りなども含めた検討を行い、限られた財源を本当に必要な事業に活用

することを基本として作業を進めてまいりました。

その中で、歳出経常経費については前年度予算、これを上限とした厳しい査定を行ない、また施設の維持管理工事などにつきましても、必要であっても緊急性の低いと判断されるものは先送りするなど、可能な限り歳出予算を圧縮してまいりました。

また、議員もご指摘のとおり事業の見直しについては、介護保険特別会計におきまして、平成12年度から町が事業主体となって実施してまいりましたデイサービス事業、これは廃止することにしております。

今後につきましても、予算執行段階におきましても、全事業につきましてもコスト意識を持った効率的な予算の執行を徹底してまいりたいと考えております。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 私のほうからは、町の活性化を進めることについてお答えさせていただきます。

まちの活性化につきましては、ソフト面、ハード面、様々な角度からの施策が考えられますが、都市計画の視点から考えますと、昨年の9月議会でも回答させていただきましたとおり、駅及び幹線道路周辺整備がまちづくりを進めていく上で非常に重要であると考えております。現在、県事業としてすすめられている天理・王寺線先線の沿線区域についても、当該先線の整備に合わせて、有効な土地利用を図ることができるよう、今後の都市計画の見直し時に検討することが重要であると考えています。

なお、天理・王寺線先線につきましては、施政方針でも申し上げておりますように、平成25年度は市場・城古校区で用地測量、曾我川橋梁架設についての協議の段階に入り、今後、用地交渉・買収へと進んでまいります。

ただ、前回にも回答させていただいておりますように、都市計画の見直しは町単独でできるものではなく、また、現在の社会情勢から思うような用途への変更は、簡単なものではありません。しかしながら、見直しに向けて課題等を整理し、その解消に向けてすすめてまいりたいと考えております。

また、駅周辺を含めた市街化区域内の土地についても無秩序な開発は、極力抑制し、住居系・商業系・教育系と明確な土地利用を定め、良好な市街地形成に努めるとともに、現在も未活用となっております市街化区域内の未利用空間地につきましても、その活用について関係機関・関係課と協議検討してまいりたいと考えております。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうからは、デイサービス事業の件と豆山きずな号の件について回答させていただきます。

まず、デイサービス事業の廃止に伴う空きスペースの利用については、現サービス利用者の方々がそのまま引き続き、安心してサービスを受けていただけるために、4月から1年間限定で、町の委託事業所である町内事業所へ有料で貸付ける予定をしております。平成27年度以降の活用については、デイサービスに限定せず、福祉会館にふさわしい事業を実施していただける事業所に貸付ける等についてさらに検討し、最善の再利用方法を決定したいと考えております。

次に、スーパー・病院等に行けるバスの件なんですけども、現在、福祉会館のほうで巡回ワゴン豆山きずな号が運行してる訳なんですけども、豆山きずな号については豆山の郷への送迎用を主目的として、町内各大字自治会を循環する定時定路線運行により無料で利用していただいております。

ご質問の趣旨は理解しておりますが、運行の目的が豆山の郷への送迎ということから、病院・ショッピングセンター等への運行については非常に難しいかなと考えます。

なお、今後の豆山きずな号のあり方については、町地域公共交通活性化協議会とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） これからは財政難にめげずに、住民のため、町の活性化のため、やる気を出して一つ一つ進めて、早く成してください。3つの駅周辺の活性化と、今言われるバスの運行、バスの運行はね、今走っているバスじゃなくて町バスがもう1台、三室病院とか他の病院に行く時と、買い物行く時のそのようなバスを巡回してほしいねん。

これについて今一度、できるかできる方向に向くのか回答をお願いします。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 河合の町バス、今現在1台ございます。かなり、バスとしましても古く、バス自体今後の先どうあるべきかという分は考えるべき時にきてると思います。

ただ今、議員おっしゃってますように巡回とか、議員言います利用形態は今は取っており

ません。団体・町の行事等の活動等の運行にというような部分での運行しておりました。今後はそのバスじゃなくて、先ほども豆山とかいろんなことでの答弁はありましたが、町の地域公共交通活性化協議会においても、そのような形でのルートなりとかいろいろ協議等していただいておりますので、その中でも連携を取ってどうあるべきか、また町バス新たに出すべきなのか等をそこら辺で検討していただきたいと思います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） お金のないことは私もわかっています。でもね、やっぱりさっき言うとおりに病院等、河合にありません。病院等に行くことと、またお年寄りが買い物に行くのも足があらへんから、やっぱりお金なくても財政難でも、良いことはやったら住民は怒りませんわ。理解をしてくれます。早急にやってください。今一度、やる気があるかないか回答ください。

○総務部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（谷本昌弘） 竹田部長。

○総務部長（竹田裕昭） 総務課長も申しましたように、地域公共交通活性化協議会において早急に検討していただいたいというふうに考えております。

○10番（中尾伊佐男） 議長。これで終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

10分休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（谷本昌弘） 4番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） 議席番号7番、西村潔が質問いたします。

まず、平成26年度の一般会計予算について質問いたします。

昨日まで2日間にわたりまして予算が審査されました。予算規模は60億6,000万円ということで、前年度比1億6,000万円の増加となっております。当初予算案が提出されるまでに、どのような過程で予算規模が決定されるのか。基本的なところをここで伺いたいと思っております。

まず一つ、一般会計予算総額の規模を決定する基本的な要素とはいったい何なのかと。

私がイメージしているところでは、まず前年度当初予算ベースを組み立てるのかどうか。ベースにして組み立てるのかどうかですね。それぞれの事業を評価してですね、仕分けをして積み上げていくのか。あるいは財源の確保を前提にして歳出を決定していくのか。いろいろな行政側の答弁はありましたけども、その辺の基本的なところについてご回答をお願いしたいと思います。

それから、歳入状況の見込みを立てる上で、まず一つですけども、主要財源である法人住民税、個人住民税、固定資産税などいわゆる町税収入は年々減少しているわけですね。そういう傾向の中にあって、河合町の平成26年度の施政方針にも述べられているように減ってきていると。こういう状況でこの26年度予算にどう反映させていくのかということなんですね。それから、交付税、国庫支出金など、平成26年度予算においては増えているわけです。ただし、国も施策によって変動することも十分考えられますので、26年度予算編成をする上でどのように行政側としては考えているのか。

3番目、河合町の税の徴収率と言いますかね、そういう推移を示していただいて、26年度予算において課税・徴税率をさらに上げる対策としてどのような施策をこの26年度予算で考えているのかについて伺いたします。

次、歳出状況について質問いたします。これ細かな話になりますが、削減の取り組みとして十分やっておられるという答弁今までございました。そうしますと、項目的に、例えば昨年予算に比べて著しく増加した施策があるのかどうか。それから減少した施策。それから廃止された施策ですね。それから新規施策について説明をお願いしたい。どういうものが新規施策になったのかどうかですね。

その次にこの4月から消費税引き上げが予定されてる訳ですね。引き上げに伴う予算への影響ですね。歳入歳出とも恐らく出てくると思いますけども、予算に対してどのような影響が出てくるのかについて、情報を提供していただきたいと思います。

次に、個別施策に対する方針なんですけども、町の方針について質問いたします。

先ほど、中尾議員からも質問出ておりましたけど、巡回ワゴン豆山きずな号について質問いたします。

実際、この運行主体は一体誰がやってるのかということですね。運行経費はどれだけかかっているのか。運転手の数。ガソリン代いろいろあると思います。それから乗車率、稼働率といいますかね。全体で何人の方が、例えば8人乗りのワゴンで何人乗っておられるのかと。要するに効率性の問題ですね。それから個別ルートで4ルートの内、どこが一番たくさん乗っているとかね。そういう情報は当然持っておられるので、そういうものをやはり検討していただいて、いろいろこれからどうしていくかということですね。それから住民のニーズ、要望というのは当然考慮する訳です。病院に行きたいとかね。先ほど、中尾議員がおっしゃたように三室病院に行きたいのやと、服部記念病院に行きたいんだと、いろいろニーズあるわけですね。そういうニーズを、例えば考慮した時にいろいろな課題が出てくる訳ですね。そこらの点については行政側は検討されてると思います。協議会も立ち上がってます。4回されてます。ここで言う何が課題かということですけど、私なりに質問したいんですけど、例えば道路運送法で規制があるかどうか。道路運送法に問題があるのかどうかということですね。それから公共交通事業者との調整などに支障があるのかどうかですよ。バス会社、奈良交通とやったらケンカになるとかね。調整ができへんということなのかどうか。それから次に予算措置ですね。お金かかるからしくいんだと、お金なくてもやりなさいよという質問もありましたけど、要するに財源に問題があるのかどうかと。一体どれぐらいの財源が必要なのかどうかということを検討されてると思います。それから、今後の課題なんですけども、加速している少子高齢化社会の中で住民の人たちの足を移動をどう確保していくのかということは、これは当然必要なことなんです。足と言ってもいろいろあります。元気な人、ちょっとしんどい人、福祉必要な人ありますね。こういうもの全体を加味した上で、どういうふうに住民の移動を確保していくのかについて、将来的な問題も含めて行政側はどのように考えているのかお聞かせください。

それから2番目、河合町のデイサービスについて質問いたします。

これも先ほど質問ありました。そこで具体的にちょっと質問させていただきます。

25年度の歳出見込み額ですね。例えば人件費、委託料、物件費、その他含めてなんぼかかっているかということですね。それから各5年間の収支残、どんだけ赤字になっているのか黒字になっているのかということですね。それから、町としてデイサービス事業については3月末で廃止予定と聞いているわけです。先ほど答弁ございました。どのような経緯でいつそういう決断、決定したのかですね。これは実は、平成21年9月議会において私が質問させていただきました。その時に次のように答弁されてる訳です。「公的機関としてデイサービスを運営する目的、理念、経営方針として民間の事業所で、敬遠されがちな軽度者へのサービスを確保する。地域を河合町に限定して、町民の利用を優先します」とこういうふうに答弁されてます。もう一つ、確認させてもらったのが「契約の透明性を確保する」と言ってるわけですね。次の事業者指定更新時、これは平成26年8月1日になっているわけです。それまでには、指定管理者制度など運営形態を見直したいと言ってるわけですね。ところが、答弁どうなるかわかりませんが、その後の状況変わって3月終わって一年間、別の民間業者に委託するというふうになったわけですね。これは前年度の時も前回の時も同じことだったんです。時間切れだというような意識が頭の中にあったように私は見受けします。そういうことで、どのように状況変わったのかについての説明をお願いしたいと。

それから次3つ目、公有財産の管理とか活用とか利用についての質問したいと思います。

行政財産として総合福祉会館「豆山の郷」をどのように活用していくのか。これを検討するという先ほどの答弁にもあったんですけど、活用利用については、従来から当然これは検討していたはずなんですね。そういうことで、福祉会館をどう使っていくかについての所見をやっぱりここではっきりと出していただきたいと思えますね。

それから普通財産についてなんですけども、これも当然効率的な活用とか運用とか処分など、総合的に管理をする必要があるわけですね。ところが、現在のところ情報開示がなされていないわけですね。以下の項目について、財産台帳をベースにしまして、評価額とか登記とか未登記の別、売却可能かどうかとか賃貸借している、あるいは使用賃借による収入の総合管理台帳を作る考えがあるかどうかということですね。

次に3番目なんですけども、過去に返答を約束した課題があるわけです。その状況について確認いたします。

まず一つ目なんですけども、河合町の公共交通計画というのが今策定中です。これは、私は平成23年3月、6月、24年12月、25年3月、6月議会でも取り上げております。その進捗状況を確認させていただいておるわけなんですけども、現在まで基本計画については、4回の協

議会が再開されてまして、ホームページに議事録等が公開されてます。皆さん、読まれたことございますか。見られたことございますか。こういう4回やってるという現状の中で、けっこう経ってる訳ですね。計画を実行していくためには、これからまだ予算の問題あるわけですけどね。一体何が問題になってるのかについて、年に一回、二回の協議会でございますけど、そういうことでどういう状況になってるのか。何が問題になってるのかということ。

それから佐味田川の駅、大輪田駅等のバリアフリー化計画については、平成23年6月議会において夢ビジョンの戦略会議を開いて、24年の4月には2年を目標に大輪田駅、佐味田川駅などバリアフリー化すると表明されてるわけですね。これらを踏まえて現状はどうか、非常に難しい課題いっぱいあると思います。

次3番目、普通財産である土地建物のリスト公表については24年12月議会において、「22年度、23年度で公有財産調査業務を行い、現在は詳細調査を行っている。24年12月現在ですけどね。町有地については情報公開も対象になるので個人情報に記載されてることも多くあり、公文書そのものを開示することは好ましくない場合があると、そこで面積などシンプルな方法で公表するように再議を進めています」という答弁がありました。また、25年の6月議会において「管理台帳を作成していつでも閲覧が可能な形で公表したい」という答弁をいただいております。いつ公表されるのかお伺いいたします。

4番目、土地開発公社が先行取得した土地について河合町の事業化及び未事業化の状況や問題点を分析した事業総括報告書について25年6月議会で、事業総括の報告書を作成する必要があるとの考えを持っておられまして、整理をした上でやりたいという答弁をいただいております。さらに25年9月議会では、今年度中に、26年3月末ということでしょうけども、とりまとめたいという答弁をしております。現在の進捗状況についてはいかがでしょうか。

最後5番目、自治体の業務、事業評価の公表制度導入について、25年12月に導入に向けて検討したいとの答弁をいただいております。現在、どのような視点で検討されているのか。すべてを評価するわけにはいかないと思いますけども、どういう方法でこれを導入していかうと考えておられるのかを答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 私のほうからは、26年度の一般会計予算についてご説明させていただきます。

まず1番目の予算総額の規模を決定する要素についてでございます。

平成26年度の予算編成におきましては、歳入歳出につきまして、各課にゼロベースでの見直しを求めまして、それを踏まえた予算要求を行うよう通知したところでございます。それらを積み上げて査定した結果で当初予算額の規模が決定するわけでございます。

通常、一般会計予算総額の規模というものは、人件費あるいは公債費などの経常的経費の動向、また法令や各種制度の改廃、あと地方財政対策など国県の動向、あるいは町の施策方針などによりまして大きく増減するものでございます。

平成26年度につきましては、まず国の施策といたしまして消費税率改正に伴いまして臨時給付金給付事業が行われます。あるいは社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございます。これらの対応が求められております。また町の施策といたしまして、乳幼児医療給付費の拡充、あるいは子ども子育て支援事業計画、またバリアフリー特定事業計画の策定、あるいは認定子ども園の調査研究への着手等を実施してまいります。また経常的経費につきましては、三セク債の償還開始による公債費の増加、あと後期高齢者医療費あるいは障害者自立支援制度の介護給付費など福祉関係経費の増加によりまして予算総額が増加しております。

次に歳入の状況についてでございます。

まず税収入につきましては、歳入の根幹である町税につきまして、法人住民税、これが主要法人企業の業績回復によりまして増加が見込まれます。ただ一方では、依然続く社会経済情勢の低迷などの影響によりまして、個人住民税あるいは固定資産税の減少が見込まれます。ただ町税全体としては、ほぼ前年度同額と見込んでおります。

次に地方交付税、これにつきましては町税の動向あるいは地方財政計画の伸び率、これらを参考に試算した結果、臨時財政対策債を含む実質地方交付税総額で2,500万円、1.1%微増と見込んでおります。

また国庫支出金につきましては、臨時給付金給付事業の実施、あるいは橋梁長寿命化修繕事業のなどの新規事業に加えまして、障害者自立支援介護給付費など福祉関係経費の財源が増額することから、総額でプラス1億2,200万円、31.3%の増額になると見込んでおります。

次に歳出の状況についてでございます。

平成26年度一般会計予算では、まず新規施策といたしまして、総務費で社会保障税番号制度に対応したシステム改修、また民生費では臨時給付金給付事業、子ども子育て支援事業計画策定を行います。また土木費におきましては、橋梁長寿命化修繕事業、あるいはバリアフ

リー特定事業計画策定などを実施してまいります。

新規事業以外の増加要因といたしましては、民生費で乳幼児医療制度の拡充、障害者自立支援介護給付費、後期高齢者医療費など福祉関係経費が増加しております。

また公債費につきましては、第三セクター等改革推進債、これの元利償還が開始することから増額しております。

次に、廃止、縮小したものとしては、まず総務費におきまして、土地開発公社解散により公社への利子補給金などの財政支援が終了します。また土木費や教育費で、緊急雇用創出事業として実施してまいりました、既存公共交通路線の実態調査、学校・児童生徒支援事業、文化財資料基礎調査事業が終了しております。

なお、平成26年度当初予算で予定しておりました小中学校及び幼稚園施設耐震化事業、これは平成25年度の国の補正予算、これを活用することとし、前倒して平成25年度の補正予算に計上させていただいたことから、その分、平成26年度当初予算が圧縮されることになっております。

次に消費税引き上げに伴う予算への影響というご質問でございます。

まず歳入につきましては、消費税率の改正に伴いまして、地方消費税交付金、これがプラス4,100万円、約30%ほど増加すると見込んでおります。

一方で歳出面につきましては、消費税の対象になる歳出は消耗品費あるいは光熱水費、手数料などの需要費、役務費、また施設管理委託などの委託料、機械リースなどの使用料及び賃借料など平成26度予算では10億3,100万円が消費税の対象になります。その内額といたしまして、消費税率が5%から8%、プラス3%の影響分というのは2,800万円と試算しております。

最後に、過去に検討を約束した事務事業評価についてでございます。行政評価というものは大きく3点ございます。行政の大局的な目的や方向性を示すための「政策評価」、あるいは政策実現に向けた具体的な方策を示すための「施策評価」、そして最も基礎となるのは、事務事業単位ごとに効率・成果等の検証を行い、その結果を事業改善に活用するための「事務事業評価」、この3点に大別されます。本町におきましては、評価を行っていく上で基礎となります「事務事業評価」制度の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

当然、今から検討させていただくところなので、その中で評価方法あるいは問題点、評価結果の活用方法などについても併せて検討してまいります。

○税務課長（岡田昌浩） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○税務課長（岡田昌浩） 町税の現状と徴収率を上げる対策についてお答えいたします。

まず現状でございますが、金融危機以降、景気低迷に伴い厳しい状況の中、少子高齢化の進展により福祉分野の増加など、行政サービスを賄う自主財源の確保が課題になっております。町税収入は町政運営の重要な財源であり、納税環境の整備を図りながら、納期内納税者との公平性を保つため、滞納整理を進め徴収率向上に取り組んでまいりました。

納期限に納付していただけない方に対し督促、催告の発送、電話催告、戸別訪問等により、接触を図り納付を促し、納付が困難な場合には、分割納付、執行停止などの措置により滞納額の圧縮に努めております。

その結果、平成15年度徴収率は81%から平成19年度には92.7%、平成24年度では95.3%で毎年向上しており、全国平均93.7%、県平均92.8%を上回り現在県下13位となっております。

現在は財産調査1,811件、差押30件を行っております。平成24年度個人・法人住民税現年分の徴収率は99%に達しております。しかし固定資産税、軽自動車税は住民税に比べ低いということになり、更に納税を進めることで今後、現年分全体の徴収率が99%を確保できれば滞納の減少に繋がります。

次に、徴収率を上げる新たな対策といたしまして、徴収体制の強化を図るため、県と近隣町の田原本町・上牧町・王寺町・広陵町の5町で徴収体制の共同化を図っております。各町の事例を持ち寄り対応を協議し実践していく徴収のネットワークを構築し、人材の育成につなげています。

また県全体の取組として、滞納の抑制を目的に給与所得者の個人住民税に係る特別徴収への切り替えを推進しています。河合町では約600件の事業者に切り替えを依頼書を送付し、切り替え意思のない事業者には直接電話で切り替えをお願いし、平成26年度の滞納額の抑制に反映できるよう努めております。

以上です。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうからは、巡回ワゴン豆山きずな号の件とデイサービスの件について回答させていただきます。

まずきずな号の件なんですけども、町の運行により、先ほどもお答えしましたが1台のワゴン車で町内4ルートを朝・昼・夕の3便を主に総合福祉会館「豆山の郷」への送迎用とし

て月曜日を除く各曜日に無料運行しており、運行にかかる経費については年間約600万円です。運転手賃金として2名分の賃金、あと燃料、車両リース等が含まれております。

稼働率については、平成24年度実績で年間9,700名の方が利用されており、一日当たりの平均にしますと31名の利用となっております。

ルート別では、大輪田泉台ルートの利用者が一番多くて年間利用者数が約4,200名で一日当たり平均13人。次に西大和ルートで、年間利用者数が3,000人で一日当たりの平均が10人の利用となっております。続きまして、佐味田西大和地区ルートについては、年間利用者数が1,400人で一日平均で5人の利用となっております。穴闇長楽川合西大和地区ルートについては、利用者がもっとも少ないんですが、年間約1,100人の利用で一日当たりの平均は3人の利用となっております。

なお、運行にあたっての課題の件なんですけど、豆山きずな号については無料運行しておりますので、白ナンバーで運行しており、ご質問の道路輸送法公共事業との協議については現在のところ道路管理者との協議で運行しております。

今後、豆山きずな号のあり方については、先ほども申しましたが、町地域公共交通活性化協議会とも連携を図りながら引き続き検討してまいりたいと思っております。

続きまして、デイサービスセンターの25年度の歳出見込額と過去5年間の収支についてご説明申し上げます。

まず、平成25年度の歳出の見込み額が4,668万5,000円の見込み額となっております。

内訳としましては、運営の委託料として3,980万4,000円。賃貸借料として210万9,000円。他の運営経費として170万円。それと前年度の赤字補てん分ということで繰上充用金が307万2,000円。合わせて、歳出予定額は4,668万5,000円の見込みとなっております。

続きまして、過去5年間の収支なんですけども、まず順番に言っていきます。

平成20年が前年度の繰上充用金も含めて歳出決算額が5,253万1,000円、収入合計が4,243万7,000円、差し引き1,009万4,000円のマイナスとなっております。

平成21年度におきましては、歳出決算額が5,204万1,000円、収入合計が4,419万5,000円、差し引きマイナス784万6,000円となっております。

次に平成22年度については、歳出決算額が4,990万7,000円、収入合計が4,703万5,000円、差し引き287万2,000円のマイナスとなっております。

続きまして23年度につきましては、歳出決算額が4,612万5,000円、収入金額が5,338万8,000円ということで、23年度については521万3,000円の黒字となっております。

続きまして平成24年度につきましては、歳出決算額が4,282万4,000円、収入合計が3,975万2,000円、差し引き307万2,000円のマイナスとなっております。

続きまして、デイサービス事業を今後どうしていくかについては、ご質問のとおり町運営によるサービス事業の更新が平成26年8月1日を迎えるに当たり検討したところ、今年3月31日をもって廃止することとしました。

今後の利用につきましては、先ほども答弁しましたが、現サービス利用者の方々がそのまま、安心してサービスを受けてもらえるために、4月から1年間限定で町の委託事業所である町内事業所へ有料で貸し付ける予定をしております。

以上です。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） それでは、私のほうから財産関係のご質問等で3点ほどいただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず一つ目の普通財産の財産台帳状況は作成されてるかどうかという質問だったと思います。

財産台帳の状況につきましては、町所有地の全土地においての、遅れておりましたが詳細調査が完了いたしました。それに基づきまして、財産の種類、また活用状況、登記面積、地目、取得時期、評価額等のデータを入力、電子化というかたちでした台帳を整備いたしております。今後、毎年度の状況を把握しながら、台帳を整理また更新等して財産の健全保全、適正な管理運用に努めていきたいと思っております。

2つ目の普通財産である土地建物のリスト公表でございますが、財産台帳より、先ほどもありましたように所在地、地目、面積等を抜粋したシンプルな内容を記載したリスト表を作成いたしましたので、閲覧による方法での公表をさせていただきます。

3つ目の土地開発公社が関わった町の事業における事業総括報告書についてでございますが、現在土地開発公社として関与した全事業の年度別における先行取得や、また買戻し状況などの概要を経緯また期間等総事業費について、今整理しているところでございます。その整理後におきましては、町における関与した各事業の目的、概要、経緯、評価、今後の方向性等について各事業担当課または当時事業に携っていた職員などへの調査を行い「事業事後評価シート」というようなものでまとめていきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○議長（谷本昌弘） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 私のほうからは、3番の1、河合町交通基本計画、同じく3番の2、佐味田川駅、大輪田駅等のバリアフリー化計画の進捗状況についてお答えさせていただきます。

まず河合町交通基本計画についてですが、町の交通基本計画につきましては本町東部・南部などの交通空白地域の軽減と移動利便性を確保するため地域公共交通総合連携計画の策定に向け、町の地域公共交通活性化協議会で検討をすすめているところであります。

協議会では公共交通に関するアンケート調査、町の公共交通の現状調査と整理した課題を踏まえた中で、町内に点在する交通空白地域の移動利便性を確保するため、豆山きずな号を発展的に再編し、誰もが使いやすく、高齢者、障害者の方々の外出促進につなげることも考慮しながら検討を進めているところであります。

一方、奈良県のほうでは奈良県地域交通改善協議会が立ち上げられ、その中でも路線バスの存廃に関する議論とともに市町村の地域公共交通に対する連携、支援についての検討が始められております。奈良県地域交通改善協議会での動向をその注視しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大輪田駅、佐味田川駅等のバリアフリー化計画について説明させていただきます。

これにつきましては、町でバリアフリー基本構想策定協議会を立ち上げ、県内の市町村では初めてとなる大輪田駅、佐味田川駅のバリアフリー化を含めた基本構想策定に向けて進めているところであります。この構想策定について2年をめどに進めてまいりました。

協議会委員、高齢者、障害者団体などの協力を得て実施した現地地点検、ワークショップにより、現状と課題の把握・整理を行いました。現在、整備事業メニューを作成するため、現地地点検の結果を踏まえ、各事業者とのヒアリングを実施し、バリアフリー解消に向けて整備内容を検討していただいたところであります。

また、ハード面の整備だけでなくバリアフリーの基本理念と方向性、心のバリアフリーを盛り込んだ河合町バリアフリー基本構想（案）について、今後、協議会で協議していただく予定をしております。

以上です。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） それでは、まず河合町のデイサービスについて回答がなかったんですけども、新たにデイサービスを更新時、26年8月1日に行うということもありましてね、指定管理者制度を導入するか検討するということだったんですね。例えば、これ決定したのはいつなのかということがよくわからないですけどね、当然これわかってたことなんですね。

豆山の郷をどう使うかということも、いろいろ検討されてきたと思うんですけども、こういう運営形態を指定管理者制度などを検討したいと言ってるにもかかわらず、突然一年間延長するということについての答弁がないんですね。これやはりきっちりしといたほうがいいと思います。前回は平成21年3月の時も、時間がないからある業者に頼んだということですね。事務処理上いろいろ問題はあったんですけどね。そういうことを2回繰り返してるわけです。行政としてはね。だから私が言ってるのは、21年9月議会における答弁を見てください。その透明性の確保って言ってるわけですね。

それから、もう一つ質問したいのは、なぜ一年間他の業者に頼むのかということですよ。これは例えば、サービスを低下させない、これは普通よくあることなんです。廃止するいうのわね。一年もかかりません。2、3ヶ月あったら十分できますね。それを敢えて一年間延ばしてる、新たに民間に貸し付けるということはどういう意図で行っているかについての答弁がないので、もう一回明確に回答をお願いしたいと思います。

それから、公有財産についてはいろいろと努力してやっていただいていますので、これからも行政財産とか普通財産については効率的な運営をしていくということでシステム化をしていただいているので、さらに住民の方がいつ見てもわかるような形で、あるいは閲覧できるような形にこれからもどんどんしていただきたいと思いますけども、やはり普通財産をいかにして活用していくかと、要するに運用ですね、運用といたらおかしいですけど、収入の源になる訳ですから、その辺についてはきっちりやっぱり台帳作ってやっていこうということですので、今後も優先的にやっていただきたいと思います。

それから、この普通財産の管理処分などを検討する協議会を立ち上げるというふうに聞いてるんですね。審議会になるのかわかりません。それはどういう形で検討していくのか。河合町の職員さんでやっていくのか。私は過去10年間、土地開発公社の建物・土地を協議してたと言いますが、これ本当に協議してたのかどうかわからないんですね。情報開示されていないから。今後は一般勘定になるわけですから、協議会の立ち上げをすれば、これも情報開示をしていただきたいと思います。これについての答弁をお願いします。

それから、課題として公共交通についてはですね、今までいろんな提案をさせてもらいましたし、私も全国いろいろ行きて、情報として出してるところもあるんです。特に、公共交通と福祉輸送、それからその間にあるニッチ輸送ですね、私は行政に求めたいのはニッチ輸送の方法について、例えばいろんな地域違うわけですね。そういう地域の違う輸送をどうしていくかについてのノウハウを行政が提案していただきたい。情報提供していただきたい。これについての回答あるかどうかですね。そんなことは行政はできませんと、そういうふうにおっしゃるのかどうかですね。このことについての回答お願いしたいと思います。

それから、事業評価については先ほど答弁がありまして、3点あるということなので、これは具体的に事務事業を検討したいということですが、やはり事業そのものですね。例えば、国の制度であったとしても、本当にばらまきじゃないかとか、そういう評価も出てくると思うんですね。だから、その辺も含めた事業評価ということもやはり町としてやっていただいて、十分な効率的な本当に住民にとってプラスになるような事業とは一体何かを検証してもらおう。これは誰ができるかという、町しかできないわけですね。国はできないわけです。その辺のところを、きっちりともう一度評価制度についての具体的な内容を、時間がかかるかもしれませんが、やはりきっちり抑えていったほうが、これからの予算の編成の上で非常に重要になるんじゃないかというふうに思います。再度、具体的な検討をお願いしたいと思います。

それから、バリアフリー化なんですけども、佐味田と大輪田、階段が非常に多くて、佐味田川は45段あるんですね、下から行くとね。下へまた降りる時に20何段あります。高齢化が進むとなかなかこういうの使い勝手が悪くなってくるの当然のことなんで、例えばその辺の物理的なバリアフリーだけじゃなくて、3つの駅を総合的にやはり使っていくような考え方でいけるかどうかも含めて、検討をお願いしたいと思います。今のところは、具体的には何が障害になってるのかについて検討中ということですが、一体何が検討されて、何が要するに障害になってるのかについての具体的なお話、バリアフリー化についてお願いしたいと思います。

それから、交通基本計画についてということですが、私としてはニッチ輸送も先ほど言いましたように、それぞれの地域でできるような形で情報提供しながら住民の方と一緒に話をしながらできるような、そういう輸送体制を確立していただきたいというふうに思っています。

答弁お願いいたします。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 私のほうから、デイサービスの件につきましてお答えをさせていただきます

議員がおっしゃいますように、平成21年9月議会で議員のほうからご質問をいただいております。これについては承知をしております。

その中で、町としましては、いわゆる河合町のデイサービスを今後どうしようかということとは、絶えず考えてまいりました。基本的にはデイサービスは続けていくべきだというふうな考えのもと、今日まで至っております。ただし、今回更新するに当たりまして、その条件が大変厳しいものでございました。今までのようなやり方ではだめだということで、県のほうの指導を受けました。そういう中で、どうあるべきかということを考えまして、デイサービスを廃止するということの決定につきましては、昨年11月に決断をいたしました。その後、今後のあり方につきまして検討させてもらった結果、まず今来ていただいている、いわゆる河合町デイサービスを利用いただいているお客様に対しての責任ということを考えまして、一年間、申し訳ないですけども、一年間ですけども、今あるデイサービスを利用させていただくと。ただし、これにつきましては、町が事業所については引き続き更新ができませんので、今あります業者さんに今度はお金をいただいて、その場所を貸しながら今来ていただいているお客様のサービスを確保すると、その視点で今回の決定にいたしました。

以上です。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 普通財産等の活用という形への審議会の件でございますが、このたび新しくこの2月に外部の有識者を構成員に含めました町有財産等売却処分審査委員会というのを立ち上げさせていただきました。今後の土地利活用につきましては、この委員会におきまして審議また意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

一回目の会議はこの3月20日を予定しております。メンバーでございますが、専門知識を有するものとして土地鑑定士、また土地家屋調査士、町議会議員の方、固定資産評価審査委員会から、また都市計画審議会、総代自治会長会より、それとあと行政職員、その他に残地処分検討委員会というのがありましたので、その中からの委員さんのメンバーと計13名による構成でこれからいろんなことを審議していきたいと思っております。

会議の公表につきましたは、なにぶん全部が全部公表できるかどうかわかりません。個人的な部分の情報等も審議等は出てくる部分はあるかと思いますが、その辺に対しましては多分、一部公表等はできない部分があるのかなと思っておりますので、その辺は中身等を検討しながら考えたいと思います。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○議長（谷本昌弘） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） まず佐味田川駅・大輪田駅のバリアフリー化についてということで、まず佐味田川駅・大輪田駅のバリアフリー化につきましては、バリアフリー新法の中で鉄道駅につきましては、乗降客数が1日3千人以上の駅を優先して、まず整備をするというような国の方針がございます。そのことによりまして、この駅の事業者であります近畿日本鉄道株式会社と協議はこのバリアフリー基本構想策定にあたり、具体的な協議を始めさせていただいたというのが現状であります。ただ、近畿日本鉄道株式会社ということで、事業の中でまずは3千人以上の駅を優先しているというのが現状でありまして、まだその3千人以上の駅の中でも未整備の駅がかなりあると、いうようなことがまず一つ要因としてございます。それと、この2駅の整備事業メニュー、バリアフリーの対象となる部分につきましては、当然予想されますのがエレベーターの設置、自動券売機の蹴込みの設置、障害者用トイレの設置、洋式便器の設置、ホームと車両の間隔の解消といったものがございます。その中で、一番議員おっしゃっておられます要望として強いのが、階段の解消ということでエレベーターの設置ということになるんですけども、ただ近畿日本鉄道株式会社と協議させていただいてる中で、駅の構造というところもありますんで、これからその設置、あるいはそれに代わる段差解消の方法について協議を進めていきたいというのが素直な、障害ではないんですけど、現在の状況であるということでご理解願いたいと思います。

それと、公共交通についての公共交通、福祉交通、その間に発生するであろうニッチ、隙間ということですね、隙間輸送についての提案ということで、行政から情報提供できないかということなんですけども、そのニーズが発生すればその方から意見等をいただければ提供とかそういうことも、こちらもまだまだ勉強不足なところありますので、一緒に勉強させていただいて、これからそういうニッチ輸送として適正かどうかわかりませんが、そういうことについて一緒に勉強させていただけたらということで、お願いしたいと思います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 公共交通計画というのは、ただ単なる公共交通だけじゃなくて、今言いましたように福祉輸送とか隙間の輸送ですね。例えば、ある一定の地域だけを限定にした輸送体制をします。こういうのをやはりそれぞれやっていくということで、行政の支援をお願いしたいということでは思っております。

それから、土地開発公社から引き取った土地の構成員、対策をどうするか、13名ですけど。これはぜひ議事録を作っておいていただけると、公表するかどうかは後日検討していただきたいと思っておりますけど、当然議事録もできると思っておりますのでね。その辺をおいおい公表については質問させていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時09分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 池 原 真智子

○議長（谷本昌弘） 5番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、池原議員。

（6番 池原真智子 登壇）

○6番（池原真智子） それでは、池原のほうから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、現在社会問題化している所在不明児問題についてお聞きをします。

この所在不明児というのは、住民票があるのに実際にはそこに居住していない18歳未満の子ども達のことを指しています。所在不明となった原因はさまざまですが、もっとも多く言われているのは生活困窮やDV被害ではないかと予想されています。現在確認されていると

ころでは、全国で乳幼児が4,176人、小中学生で1,191人が所在不明だと言われています。一部にはこの人数は氷山の一角で、行政が本腰を入れてきちんと調査すればまだまだ増える可能性があるのではとの指摘もあります。今の日本でこのようなことが現実に行っていることに驚くばかりですが、こうした問題を放置することでもっとも危惧されるのは、子ども達の命が危険にさらされているということです。まず何よりも子ども達への虐待のリスクが高まり、親子ともども孤立化していることから、その被害はより深刻にならざるを得ない結果を生むのではないのでしょうか。このことは命に関わる問題です。

そうしたことを十分に踏まえ、次の質問にお答えください。

まず町としてこの問題についてどのように思いますか。考え方をお示してください。

2つ目に、河合町において18歳未満の所在不明児は存在していますか。または把握していますか。把握しているというのであれば、その実態と背景について明らかにしてください。

3つ目にこの問題について、町としての今後の対応について明らかにしてください。

大きく2つ目に、デートDVについて質問します。

さて、皆さんはデートDVという言葉をご存知でしょうか。定義としては交際相手との間に起こる支配・被支配の関係ということになっています。暴力の形態はいわゆるDVとまったく同じで身体的・精神的・経済的・性的・社会的暴力などがあります。それに加えて携帯電話による束縛行為などの暴力も深刻です。

私がこの問題を質問しようと思ったきっかけは、何よりも命に関わる問題であり、若い命が不条理な暴力で奪われることがあってはならないとの気持ちからです。

皆さんは覚えておられるかどうかわかりませんが、昨年10月、東京都三鷹市で18歳の女子高校生が元交際相手から刺し殺されるという事件が起きました。容疑者は関西在住の21歳の青年で、被害女性とはフェイスブックで知り合い交際していましたが、女性から別れ話を切り出したとたんメールでの脅しやストーカー行為が繰り返された果てに、この悲惨な事件が起こったのです。

こうした事件のみならず、2012年のストーカー相談1万9,920件のうち、半数以上は元彼女・元彼氏からの被害であり、その当事者のみならず家族をも殺害されるといった事件が起こっています。残念ながらデートDVはDV防止法には規定されておらず、ストーカー規制法の中でカバーする以外にはありませんが、とにもかくにも私たちの身近でこのような事件が起こらないようできる限りの対応をすべきではないかと思っています。

こうした現実を踏まえて、次の質問にお答えください。

1つ目に、この問題について町としてどのように考えますか。お示してください。

2つ目に、町内、とりわけ中学校などにおいてデートDV被害の実態はありますか。あるとすれば、その内容と町としての考え方を明らかにしてください。

3つ目に、町として予防・防止教育を実施すべきではありませんか。見解をお示してください。

再質問については自席で行います。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、一点目の所在不明児問題についてお答えさせていただきます。

所在不明児の問題は全国的に問題になっています。このことが原因で重大な事件を引きおこす可能性がございます。町としても真摯にこの問題を受け止めております。

町内における所在不明児童の把握につきまして、福祉サイドからは、出生から就学前の5歳児までについてお答えいたします。

まず、出生から3才児までは、保健センターにて定期的に健診がございます。そちらで確認が取れております。健診に来られない方につきましても、後日個別にフォローしております。

また、民生児童委員さんが、「こんにちは赤ちゃん事業」と称しまして、生後4ヶ月ごろの赤ちゃんのいる家庭を全て訪問し、直接赤ちゃんに会うことによって民生員のPRを兼ねて安否の確認をしていただいております。

3才から小学校就学までの子どもにつきましては、ほとんどの児童が保育所や幼稚園等に所属しております。町外の幼稚園等に行っている児童につきましても県内の市町村と連携を取りまして確認しております。

後残りしました、県外の幼稚園に通っている児童や、どこにも通っていない児童につきましては、児童手当の申請に来られておりますし、先日郵送しました子育てニーズ調査票も1通も郵便局から返戻されていないことから、所在の不明な児童はいないと考えております。

今後も、他市町村と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、一点目の小・中学生に対して住所不明の児童

生徒という問題についてお答えさせていただきます。

小・中学生の居所不明の児童・生徒がいないか確認するためには、住民基本台帳より作成した就学名簿での就学者数で把握し、入学許可書による就学先確認で居所不明の児童・生徒がいないことを把握しております。

ただ、16歳以上18歳未満については、すべて把握するのは困難なことから現状把握はできておりません。

今後におきましても、小・中学生に対しましては把握するために細心の注意を払っていきたいと考えております。

二点目のデートDVについてお答えさせていただきます。

少し以前のこととなりますが、当時中学3年の男子生徒が問題行動を繰り返す時期があり、友達の女生徒に対して行き過ぎた行為があったことは把握しております。

校長はじめ学校は卒業後も見守りながら助言や指導を続け、その結果、女子生徒は彼と距離を置いて平穏な高校生活を送っております。

それ以降については、それぞれの中学校においてはデートDVといった事実はありません。デートDVをはじめDVについては、内閣府の男女共同参画局が窓口となり、アンケート調査を実施したり予防啓発活動のほか、県や市町村の取組も支援しております。また、県下の高校などでも取組が進められております。本町でも具体的な取組が必要であると思います。しかし、対象が中学生ということになりますと前提が「男女交際」ということでは学校全体の問題としては取組にくいように思います。

従いまして、「人と人とのよりよい関係つくりのために」ということを前提に人権教育あるいは人間関係づくりといった視点で、生徒全体で受けとめられるよう工夫をして学校が中心になって進めていけるよう働きかけたいと思います。

以上です。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 所在不明児の問題については、福祉サイドも教育サイドも対象の子どもはいない。ほんで、中学校卒業の子ども達の中では不明やということでお答えをいただきましたけれども、特に福祉サイドも教育委員会も一緒なんですけども、既成の調べ方というか保健師さんによる家庭訪問であるとか、学校の取り組みとかで今のところいないということに回答いただきましたけれども、再度お答え願いたいのは住民票があるのに実際には住ん

でないということが、町の今の既成の取り組みの中で把握できるのかどうか。

私はそこがちょっと心配なんですけど、小さい町ですから、近所周りで調べたりしたらわからないこともないのではないかなと思うんですけども、その点についてもう一度お答えを願いたいと思います。

それと、デートDVに関しては町の考え方についてちょっとお答えがなかったように思うんで、そのことをもう一度お答え願いたいのと、御輿課長が取り組みにくいという話、今されたと思うんですけど、何のために取り組みにくいのか教えてほしいんですけども、どこまで深刻に受け止められてるのかどうかによって、取り組むのかどうかも変わってきますし、県下では県立高校では取り組まれておりますし、すでに。各市町村立の中学校でもそれぞれ当該の生徒でありますとか、教職員、保護者を対象に取り組まれておりますし、また携帯電話の教育をする時にデートDVの話もそこへ織り込んで、教育されてるということで、さっきみじくも課長おっしゃいましたけれども、以前にうちの町内の中学校でそれもひどい暴力がありました。私も知っておりますけれども、そういうことが二度と起こらないようにとか、それが発展にて死に至るような事件が起こらないためにも、私はきちんとした教育をすべきだと思うんですけど、その点についてもう一度お答え願いたいと思います。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 住民票がある方についてはすべて把握できると考えております。

例えば、乳幼児につきましては、検診等で直接保健師等が本人さんにお会いしてるという状態ございます。3歳以上につきましては、ほとんどの方がどこかの幼稚園や保育所に通園されておりますので、そちらでも確認はとれます。

あと、どこにも行っておられない方、これも数名程度おられるんですけども、その方については数名なので直接お会いできるかなと思っております。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 町としての取り組み、考え方ということについてお答えさせていただきます

町としましては、先ほど教育総課長が申しましたとおり、人権問題として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 先ほど、デートDVの中で取り組みにくいというふうな発言をさせていただきましたけど、男女交際というので取り組みにくいと。ただ、啓発としては人間教育ということで、人とあるべきということで、そういった形から教育のほうに進めていきたいと考えております。

また、携帯の中でもそのような、当然保護者、学校現場、当事者ということで使用方法、取扱いについても指導のほうは啓発のほうはさせていただいております。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、池原議員。

○6番（池原真智子） 所在不明児の教育委員会の回答がなかったんで、再度お願いしたいのと、福祉サイドでね、住民票があって不明な子どもは絶対にいないということで、今課長からお答えあったんですけど、その心配はないんですか。もう一度お願いします。

ほんで、厚生労働省がこの3月末以降に全国調査を実施するというのを言われています。それも、保健師とか教職員とか民生委員が直接面接して所在を確認するとともに、追跡調査も行うということで、方向が出されていますので、どちらにしろもう一度きちんとした実態把握は福祉サイドも教育委員会サイドもしなければならぬ事態になっているので、その点についてももう一度お答えを願いたいと思います。

それから、デートDVについて人権問題やっという事で生涯学習課長からお答えありましたけども、人間教育として取り組んでいきたいというすごい曖昧な形での回答で何を言わんとされてるのか、さっぱり私には理解ができませんけども、先ほどご紹介しましたように、具体的にも各市町村の中学校ではデートDV予防防止教育として出前授業なんかやられています、教職員も受けていますし。

例えば、ご紹介したいんですけども、ある団体というか国の調査も同じらしいんですけども、デートDVをされたかもしれないという女子生徒が3.8人に1人、男子生徒は7人に1人。そのことを誰に相談しますか、しましたかということ聞いた時に友人と答えた子どもが66%、親が20%、先生が10%ということになっていまして、なぜ私がこれを言うかと言いますと、当事者のみならず相談された友達もきちっと返せる状況を作っておかないと教育委員会サイドはどこまで真剣に捉えられているのかわかりませんが、さっき私がご紹介しましたようにひどい場合、ストーカー事件でも毎日のように殺人事件が起きていますから、

河合町でも起きないとも限りませんし、先ほどの中学校の例でも、あれ以上いけば命にも関わるような事件でした、あの時もね。ですから、私はきちんとした教育をされるべきだと思うんですが、その点について再度お答えを願いたいのと。

それから、中学校以上の子ども達、18歳未満の子ども達の実態把握もしなければ、新聞等でも時々ニュースにもなっていますけども、中学生・高校生が児童虐待の被害者になっている場合だってありますから、その辺についてももう一度お答えを願いたいと思います。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 現時点では、そのような子どもさんはいないということです。

ただ未来永劫において、そんなことはあり得ないとは言えませんので定期的に調査を行っていきたいと思います。

中学生卒業以上の子どもさんなんですけども、確かに調べる術というのがあまりありませんで、新聞報道によりますと文科省の協力を得まして、今他の市町村に行っている幼稚園児につきましては、その市町村に名簿を送りなさいということになっておりますので、多分他の市町村の高校に行っている子どもさんについても、その地域の市町村に名簿を送りなさいということになるのかなと思いますけど、それは来年度以降にそういうのが、整備されるかなと思います。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） まず、所在不明の件なんですけども、文科省からも以前に同様の指針というか通達が来てます。そんな中にもやっぱり民生員さんとかっていう連携があります。それは基本的には義務教育ということが前提だったので、それ以外の部分については若干運用の仕方が違いますし、町内だけとか、その名簿と整合する部分というのは多少違うと思いますので、それは引き続きそういうことでいくと、もう少し充実させていく必要があるというふうに思いますし、現状、さっきも議員おっしゃったんですけど、コンパクトな地域ですので、かなり個人情報というのは厳しい部分があるので聞きにくい部分もありますけど、今回の一連の確認でほぼ確認が取れてるのかなと。100%と言われるとあれなんですけど、それは引き続きやるんですけども、それは大丈夫かなと思います。

それともう1点、DVの件なんですけども、確か3月の中旬にちょっと新聞報道もされたんですけども、奈良県警でもDV対応の女性の警察官ということで、これやっぱり多い、社

会問題ということがあってそういうことになってる。私どももそうであって、さっき話にも出てました、少し前の学校における問題行動、あるいは女の子に対する、それは当然私も認識しています。現場でも議員ともお話をさせていただいた件、その時に感じたのはやっぱり大人の認識もかなり低いのかなと。DVに対する認識が低いのかなと。

さっき課長が言いました中学生に対してやりにくいというのは当然温度差があります。中学生ですのでまだ男女の付き合い云々になると受け入れにくいのかなと。そういう部分でやりにくいのかなと。むしろ人間関係づくりという形で進める方がいいのかなという回答だったと思います。決して、いい加減に考えている訳ではなくて、やっぱりそういう現状があった訳ですから、そういう研修もしていかないとはいけません。おっしゃるとおり教職員で。

いわゆる携帯電話の話ですけども、今スマホでもかなり機能があって、おっしゃるとおりいろんな弊害が生まれてます。リスクも当然ある訳で、利便性はどんどん上がってます。物も買えます。画像も取れます。画像も送れます。こういうことで、子ども達がそういう物を使う訳ですからその研修についてもやりかけてます。今度、PTAの総会でも少し時間いただいて、保護者にもそういう働きかけをやっていきます。当然、教員に対しても考えてます。

ですんで、私も含めて確かに認識は低かったと思います。この反省も含めまして、啓発だったり教育であったりということは、今後進めていきたいなというふうに思っています。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 所在不明児については乳幼児の場合はかなりの度合いできちんと把握ができていくということなんですけど、先ほどご紹介しました厚生労働省の調査も改めてしなければならぬ時期が間もなくやってきますので、その辺についても一度精査をしていただきたい。

小・中学生につきましても、ほんまかいなど、きちんと把握できてるとお答え願いましたけども、私は念には念をとという思いがありますので、その調査をきっかけにきちんと教育委員会としても精査をお願いしたいのと、後心配なのは18歳未満、中学生以上、高校生から18歳未満の子ども達が一番ややこしいと言えは語弊がありますが、家出とかも含めて被害に遭いやすい度合いがまた小さい子どもと違う被害の受け方がありますので、これを町としてどうにか追跡調査できないのかなという心配があるんですけど、その点について再回答お願いします。

それと、デートDVで中学生に馴染まないみたいな言い方が、違うかったらおっしゃって

下さいということなんですけれど、あのね今は、ここでは語弊がありますから言えませんけども、私たちが思う以上に被害は深刻です。もちろん人権問題の核になる部分での被害がすごい、人間形成にとって歪んでしまうのではないかなというようなスマホを利用してのすごいえげつない被害の状況もあって、教育部長はそんなに思っておられないかもわかりませんが、私を知っているそういうデートDVを扱う団体の方々はもうすごい緊張感を持って取り組んでおられるので、なんかことのついでにデートDVの防止教育をやられるみたいな話なんですけど、これはこれで年一回くらい、例えば一番初めは教職員から、例えば保護者からという形でやられてもいいのではないかなと。こころ近辺の中学校でもやられている所はたくさんございますので、その辺について再度お答えを願いたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 行方不明の関係でございます。

これにつきましては、議員おっしゃってますように生活困窮者・DV被害者、何らかのリスクを持った方については要注意だというふうには思っております。その中で、奈良県である虐待を契機として、奈良県内の連携というのは強化されております。例えばある町から河合町へ来られる場合、リスクがある場合は保健センター間で引き継ぎというか繋ぎを行うと。逆に河合町からそこへ転出される場合につきましては、そこからは情報を提供しながら繋いでいくというような形になっています。

例えば、生活困窮者、生活保護を受給されておられる方が河合町へ引っ越される場合、その担当のほうから河合町に繋ぎ、河合町の場合は中和福祉になるんですけども、繋ぎがあるというふうなことで、その辺で言いますとネットワークを組みながらですね、把握していく体制になっているというふうには思っております。

ただ、議員おっしゃってますように、厚労省のほうから保健師を中心に再度全部の確認を下さいということになってますので、その中で状況を見ながらそれを実施してまいりたいと。そこで18歳未満になるのか、その辺は状況を見ますけども、それにつきましては実施してまいりたいというふうに思っています。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） ことのついでにという思いで決して申し上げている訳ではありません。

先ほどの携帯電話、いわゆる今LINEとかfacebookとかというようなお話しなんですけど、私まだいわゆるガラケーを持ってるので、あんまり詳しくないんですが、このLINEによって、LINEというのはひじょうに利便性も高い。さっきも言いましたように、物も買えますし、いろんなことができる。そんな中で、自分の画像を撮ったり、それをやりとりしたり、子ども達はそういう認識がないんで、さっきおっしゃったような形のいろんな問題が発生しているということは認識しています。

そのことに関して、教職員に対しても十分同じような認識を持つように、ややもすると子どもそういうことを使って、教師がまったく使ってない状況の中で理解しにくいという部分があります。これは以前から、校長会、教頭会でも話をさせてもらってます。PTAでも話しています。そんな中でやっぱりそこに潜んでいる、いわゆるデートDV、リベンジポルノと言うんですかね、後で画像を撒いたりということも含めて、そういった情報も私のほうにもありますんで、問題は大きいと。ただ、中学生に下ろす場合に、いきなりそういう形でいくのがいいのか、さっきも申しあげたように携帯電話の使用から入って行って、徐々にということ、当然、周りの大人についてはきっちり認識していただくような形の、それこそ出前講座であったり、研修であったりということはこれからどんどんやっていきたいなというふうに思っています。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 厚労省の調査で精査していきたいというお答えですけど、ちょっとしつこいようですけど、さっきの大きい子ども達、中学卒業してから18歳未満の子ども達の対応についてお答えがなかったのと。

私もその辺の年代の子ども達が心配なので、これどこの課が答えていただけるのかわかりませんが、町としてもきちんと把握しとかんとあかんし、今度の調査でもする対象になっていますし、18歳未満やということで、ちゃんと打ち出されてますんで、その辺についてお答えを願いたいのと、井筒部長お答えいただいて、教育をやっていきたいということで私は理解したんですけど、どういう形でどういうふうにするのかということは、おいおい私も入れて相談させていただきたいなっていうふうに思うんですね。

ほんで、何回も申しますけども、ここでこんな事件が起こらないための予防ですし、今後子ども達がデートDVだけじゃなくってほんまもんのDVに出遭う機会もなきにしもあらずと。そのための予防教育だというふうにも捉えていただいて、具体的にどんな形でしょうか

などというお考えがもしあればね、今出していただきたいと思うんでよろしくをお願いします。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 18歳未満の子どもさん、これにつきましての調査方法につきまして
は福祉部のほうを中心としまして、町内で連携を取りながら検討してまいりたいというふう
に思います。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） デートDVが本物じゃない、デートDVは本物のDVだというふう
に認識はします。

そんな中で校長とも話はしてるんですが、実際にそういう話をさせていただく方に来ていた
だいたり、学校に招いたり、あるいは保護者に対してはそういう出前講座とか、そういう方
たくさんいらっしゃるみたいなのでそういう方を探して、あるいは議員のほうで紹介してい
ただけるのであれば、そういう方も含めてそういう機会を設けられたらなという思いは持つ
ておりますので、その際にはまたご相談させていただきたいというふうに思います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 18歳未満の子ども達についても、調査をしていただけるということな
んで、ぜひ住民票があるのについてへんねんというふうにはならないようお願いしたいのと、
DVの教育については、私が語弊あるような言い方をして皆さんに謝らなければならないな
と思ってるんですけど、深刻に受け止めていただけるということで、これもちょっとした
調査なんですけども、教職員にこういう防止教育を受けるのはいつがいいですかというふう
に質問したところ、中学生と高校一年生が一番いいというふうに回答が返ってきてます。

ですから、今の中学三年生はもう間に合わないかもわかりませんが、新学期早々一回
相談していただいてね、定期的に毎年毎年、中学一年なら一年、二年なら二年、三年なら三
年が3年間に一回は受けられる体制を絶対にこしらえてもらいたいのと、まずは教職員です
よね。必要性を感じてるのかどうかということもありますんで、その辺だけ最後お答え願
いたいと思います。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

- 教育部長（井筒 匠） そういう形で進めていけたらなというふうに思います。
- 6番（池原真智子） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） はい、池原議員。
- 6番（池原真智子） そういうことで、きちっと取り組んでいただけることを期待しまして私のほうからの質問を終わります。
- 議長（谷本昌弘） これにて池原議員の質問を終結いたします。
-

◎散会の宣告

- 議長（谷本昌弘） お諮りします。
- 本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。
- （「異議なし」と言う者あり）
- 議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。
- よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 弓 戸 猛